

## 令和5年度第2回茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会会議録

議題	1. 新たな地域コミュニティ制度に関する検証について 2. その他
日時	令和5年12月27日(水) 13時00分から15時00分まで
場所	市役所分庁舎5階 E会議室
出席者氏名	(出席委員) 後藤委員、佐々木委員、澤邑委員、河上委員、三輪委員 (欠席委員) 小山委員 (事務局) 三浦市民自治推進課長、竹井課長補佐、原田主査、柿澤主任、片原主事
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次第</li> <li>・ まちぢから協議会における制度や運営上の課題</li> <li>・ 新たな地域コミュニティ制度に関する検証スケジュール</li> <li>・ まちぢから協議会制度に関するアンケート調査結果</li> <li>・ まちぢから協議会制度に関するアンケート調査結果(まとめ)</li> <li>・ 「まちぢから協議会」に関する市民アンケート調査結果</li> <li>・ 「まちぢから協議会」に関する市民アンケート調査結果(まとめ)</li> <li>・ まちぢから協議会連絡会研修会での意見</li> <li>・ 市民からの意見</li> </ul>
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	—
傍聴者数 (公開した場合のみ)	1名

## ○事務局

只今より、令和5年度第2回茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会を開催させていただきます。本日は対面形式とオンライン形式の併用の会議として開催させていただいております。

はじめに、会議の進行における注意点をお伝えさせていただきます。お手元のマイクでございますけれども、常時オフにさせていただき、発言いただく時のみオンに切り換えてください。マイクの真ん中に口のマークがある丸いボタンがついていると思うのですが、ご発言される際は、こちらを押していただいて、お話いただくようになりますので、お忘れにならないようお願いいたします。こちらのマイクですけれども、機械で議事録を起こすというシステムが入っておりまして、このマイクを通して発言していただいたものは、機械が音声を拾うことができますので、ぜひご協力よろしくをお願いいたします。挙手をしていただきましたら、事務局、または会長から指名させていただきますので、その際はマイクをオンにしてご発言いただくよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、配付させていただきました資料の確認をさせていただきます。まず本日の次第でございます。

【資料1】まちぢから協議会における制度や運営上の課題、【資料2】新たな地域コミュニティ制度に関する検証スケジュール、【参考資料1】まちぢから協議会制度に関するアンケート調査結果、【参考資料2】まちぢから協議会制度に関するアンケート調査結果（まとめ）、【参考資料3】「まちぢから協議会」に関する市民アンケート調査結果、【参考資料4】「まちぢから協議会」に関する市民アンケート調査結果（まとめ）、【参考資料5】まちぢから協議会連絡会研修会での意見、【参考資料6】市民からの意見、以上となります。

茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会規則第5条第1項において、審議会の会議は会長が招集しその議長となると規定がございます。今後の議事につきましては、三輪会長の進行でよろしくお願いいたします。

## ○三輪会長

まず会議の開催要件を確認させていただきます。茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会規則第5条第2項において審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができないと規定があります。本日は小山委員が欠席となっております。また河上委員はオンラインでの出席となっておりますので、過半数の委員が出席いただいているということになりますので会議が成立することを報告いたします。

では傍聴人の方をお願いいたします。恐れ入りますが傍聴については受け付け時にお渡しした傍聴券に記載の内容に従って傍聴していただきますようお願いいたします。

それでは議題に入りたいと思います。(1)新たな地域コミュニティ制度に関する検証について、事務局より説明をお願いいたします。

## ○事務局

事務局の原田でございます、よろしくお願いいたします。初めに、お手元に資料2をご用意ください。

今後の検証スケジュールについて、これまでの経過を含めご説明いたします。

本日の議題としてご審議いただく、新たな地域コミュニティ制度に関する検証については、昨年度、令和4年の8月に開催した審議会において、市長から審議会に対し、諮問をさせていただいたところで

す。表の中ほど、12月のところの上段に記載しているのが、本日の第2回審議会となります。本日の内容は、検証内容の説明ということで、こちらについては後ほど、詳しくご説明させていただきます。矢印を辿っていただき、2月から3月にかけて第3回審議会を開催させていただく予定です。第3回の内容は、答申案に関する審議ということで、本日の審議会で委員の皆様からいただいたご意見を踏まえ、審議会としてとりまとめていただく答申の内容に関する審議をお願いする予定です。

その下ですが、第3回の審議会を経て、3月末には審議会から市長に対して、答申をいただく予定となっております。

続いて、年度が変わりまして、5月には、行政のほうで答申を踏まえた今後の方向性についてとりまとめを行い、現在取組が進められている地域コミュニティ制度をより良い形にするために、今後どのようなことを実施していくのか、制度の改正などに関する具体的な方策をお示しする予定です。

今後の方向性については、6月のまちぢから協議会連絡会情報交換会において、各地区の皆様にも共有をさせていただき、その後、各地区の皆様とともに、それぞれの地域の実情を踏まえ、議論をしながら、具体的な方策について検討を進めていきたいと考えております。

時系列が逆になりますが、ご覧いただいているスケジュール表の下段に、点線で囲まれた内容がございます。左から、3月に実施したまちぢから協議会アンケート、9月から10月にかけて実施した市民アンケート、11月25日に開催したまちぢから協議会連絡会研修会、それから、年間を通して頂戴した市民からのご意見、これらを踏まえ、現状や課題を整理したものが、お手元にお配りしている資料1でございます。また、参考資料1から6については、それぞれの内容を個別に集計した結果となっております。

資料1と各参考資料については、この後、ご説明させていただきますが、一旦、資料2の内容について、委員の皆様からご意見・ご質問があればお伺いできればと思います。

### ○三輪会長

資料2について、何か質問はございますか。諮問いただいている制度の検証に関連して、審議会や市民の方へのアンケート調査などを実施しておりまして、その結果を踏まえ、次回の審議会で皆様に答申案をお諮りする流れとなります。今日は検証内容を見てご意見をもらいながら、答申案に向けたとりまとめの方針を考えていくという大事な会になります。よろしいでしょうか。

では、次の説明に進んでください。

### ○事務局

続いて、本日のメインの内容である資料1の説明に入る前に、各参考資料について、ご説明いたします。

初めに、お手元に参考資料1と2をご用意ください。参考資料1の最後のページ、22・23ページをご覧ください。こちらは、令和5年の3月に、まちぢから協議会の運営委員を対象に実施したアンケートでございます。設定した設問として、設問1から5では、回答者の属性やまちぢから協議会への関わりなどをお聞きしています。続く、設問6では、活動に参加して感じたことをお聞きし、次の23ページ、設問7では、設立趣意書の認知度を、設問8・9では、活動をよりよくするためのアイデアなどをお聞きしています。それぞれの設問に対する回答結果の集計については、参考資料1に記載したとおりですが、このうち特筆すべき内容について、参考資料2にまとめとして考察を記載しております。

参考資料2をご覧ください。1ページ、項番2(1)運営委員の属性についての考察として、資料の中段に四角囲いで記載しております。【考察1】として、「男性」は、「60歳代以上」の割合が高いことから、若年層の地域参加が望まれること、「女性」は、年齢層は平準化されているが、「男性」に比べ人数が少ないことから、女性の地域参加が望まれることが挙げられます。

続いて、2ページ、(3)まちぢから協議会の活動に参加して感じたことについて、【考察3】として、まちぢから協議会の活動への参加を好意的に捉え、今後も活動に携わりたいと感じている方が多くいることから、まちぢから協議会の活動の効果を確認することができること。【考察4】として、参加に伴い負担を感じている方も多くいることから、活動の継続性、若年層や女性の新たな担い手を確保するためには、負担軽減を図り、活動に参加しやすいような体制の整備を行うことが望まれること。

続いて、(4)まちぢから協議会の活動目的や意識の共有について、【考察5】として、設立趣意書の記載内容に対する認知度が低いことから、まちぢから協議会内での活動目的や意識の共有化が望まれることが挙げられます。

続いて、3ページ、(5)自由記述で出された主な意見及び課題について、表中の4つの項目に分け課題を整理しております。項目としては、【課題1】運営方法の見直し、【課題2】担い手の確保、【課題3】制度や活動の周知、【課題4】負担の軽減となっております、それぞれの項目に関する主な意見としては、表に記載したとおりとなっております。

続いて、お手元に参考資料3と4をご用意ください。参考資料3の最後のページ、17・18ページをご覧ください。こちらは、9月から10月にかけて、各コミュニティセンターや市役所の窓口などにお越しいただいた市民を対象に実施したアンケートでございます。設定した設問として、設問1から7では、回答者の属性や自治会への関わりなどをお聞きしています。次の18ページ、設問8から12では、まちぢから協議会への関わりをお聞きしています。それぞれの設問に対する回答結果の集計については、参考資料3に記載したとおりですが、このうち特筆すべき内容について、参考資料4にまとめとして考察を記載しております。

参考資料4をご覧ください。7ページ、(3)まちぢから協議会への関わりについての考察として、8

ページ、【考察3】として、まちぢから協議会の認知度が低いことから、更なる周知が望まれること。【考察4】として、地域での活発な活動について、「わからない」と回答している人は、そもそもまちぢから協議会の活動の内容を知らないため、判断できないものと想定される。活動の内容を知ることによって、「参加したいと思う」人の割合が高まることが期待されることから、まちぢから協議会の活動への参加を促すために、各まちぢから協議会における活動の周知が望まれることが挙げられます。

続いて、(4)自由記述で出された主な意見及び課題について、先ほどの参考資料2と同様に、表中の4つの項目に分け課題を整理しております。

続いて、参考資料5をご覧ください。こちらは、11月25日に開催したまちぢから協議会連絡会研修会での意見をとりまとめたものでございます。研修会当日は、13地区から各5人ずつご出席いただいた委員、総勢約65名を12の班に分け、班ごとに選択したテーマについてグループワークの形式で議論を進めていただきました。当日のテーマについては、参考資料5の左端に記載したものとなっております。グループワークにあたっては、三輪会長と河上副会長に当日の進行とファシリテーションを務めていただきました。研修会終了後に実施したアンケートでは、参加者の78%の方が満足と回答し、64%の方からまた参加したい、という回答をいただいております。

参考資料5の表中、右から2番目の改善に向けたアイデアとして、記載したもののうち、アンダーラインが引いてあるものについては、地域コミュニティ制度をより良い形にするための具体的な方策として、検討を進めていきたいと考えております。

続いて、参考資料6をご覧ください。こちらは、アンケートや研修会以外で、これまでに市民の皆様から頂いたご意見となっております。実際に日頃から地域活動に携わっておられる方々の生の声として、先ほどの参考資料2や4と同様に、表中の4つの項目に分け整理したものとなっております。

以上が、参考資料に関する説明となります。資料1については、この後、ご説明させていただきますが、一旦、参考資料の内容について、委員の皆様からご意見・ご質問があればお伺いできればと思います。

#### ○三輪会長

少し駆け足でご説明があったと思いますが、いくつか検証に必要な調査や研修時の意見聴取をしています。それについての内容を今ご説明いただきましたが、資料として分からなかったことはごめいすでしょうか。

聞き逃したのですけれど、参考資料6の市民からの意見は何から出てきたんでしたっけ。

#### ○事務局

参考資料6の意見は、窓口にお越しいただいて、地域活動やまちぢから協議会の活動について、変え

たほうが良いことや今課題に思っていることを述べられていた市民の方がいらっしまったので、そういう機会を捉えて意見を収集したものをまとめた資料となっております。

○三輪会長

わかりました。もう一度調査事項を整理していただけますか。

○事務局

実施した項目は主に4つあって、「まちぢから協議会アンケート（3月）」、これに関する資料が参考資料1と2です。これはまちぢから協議会の運営委員の方に対してアンケートをさせていただいて、まとめたものです。

続きまして、「市民アンケート（9～10月）」、これはご来庁いただいた市民の方に実施したアンケートで、10月にやっておりますがこれに関する資料が参考資料3と4です。

それから、「まちぢから協議会連絡会研修会（11月）」、この結果をまとめたものが参考資料の5です。

最後に、年間を通して市民の皆様からいただいた意見をまとめたものが参考資料6ということで大きく4つのカテゴリーに分かれております。

○三輪会長

これに関して、ご質問等ありますでしょうか。

○後藤委員

市民からの意見で、担い手の確保というところで、待機児童の問題に力を入れて欲しいという意見が出ているのですが、確か公約で市長が新しくなった時、三つの保育園ができたと思うのですが、それによって待機児童がどのくらい減ったのか少し確認をしたいのですが。

○事務局

今のご質問については回答を持ち合わせておりません。調べて後日回答させていただきます。

○三輪会長

このコミュニティ審議会の論点とは少し違うのですが、待機児童問題にどれくらい力が入っているかを確認したいということだと思います。その他、質問等ございますか。

○佐々木委員

同じく市民からの意見について少し質問させてください。全体の参考資料を拝見すると、最後の参考資料6が非常に整った文体になっていて、これが市民の代表の意見みたいな印象を受けたのですが、

これはどういう状況で来庁された方がどんな状況でお話になって大体何名ぐらいの意見が入っているのかというのをお知らせいただければと思います。

#### ○事務局

この制度の改善すべき点等をご提案くださる方が10名弱いらっしゃいまして、この制度についてお話をしたいというようなご連絡が市民自治推進課にありまして、そこでこの制度について意見交換をした際に出された意見が入っております。

#### ○三輪会長

資料としては、いつどこで誰が何人でというのを書くのが普通なんです。これが1人の意見なのか、10人の意見なのかはまずわからないというご指摘だと思います。私の中では一般市民からの声の中の一部という認識ですが、只今のお話ですと、わざわざ来庁して話に来たということですよ。それだけ意識が高い方々もいることは認識しましたので、ぜひその辺りを書いておいていただきたいです。その意見交換はどれぐらい時間を要したのですか。

#### ○事務局

1回の会議で大体2時間ぐらいやっています、同じメンバーの方と、年間2回ないし3回やるような状況です。

#### ○三輪会長

年間4時間5時間ぐらいやっているということですね。関心がお強い市民の方も居るということで、内容的には資料4に含まれるような市民のご意見ということですね。

その他に質問はございますか。調査検証するにあたって、いろいろなところでアンケートをとったり話を聞いたり、様々な意見をいただいたものを踏まえて、このあと資料1が説明されると思うのですが、どこにこの制度の課題があり、どこに焦点を当てるべきなのか、答申案にも盛り込むべきなのかということについて、議論したいと思っています。内容については大体おわかりいただいたということで進めて良いでしょうか。

補足になりますけど、私と河上先生はこの研修会に参加させていただいております。まちぢから協議会連絡会研修会というのが11月にありまして、その中で先ほどおっしゃっていた協議会のメンバーの皆さんが集まって、それぞれの協議会の中だけではなく他の協議会の方々同士でテーマについて、シャッフルされたチームで議論をする場を設けました。その時に参考資料5のような意見があって、うちではこうしている、うちではこうじゃないというやりとりがそれぞれのテーブルで行われたことをまとめたものが、参考資料5になっています。なので参考資料5は参考資料2の集約された生の声というイメージで捉えても良いかもしれません。

大体は、メンバー構成のことだったり、次世代の担い手の話だったり、市民の方にわかってもらっていないところの悲しさだったり、或いはその辺をどう行政と一緒にやるべきか、協働すべきかみたいな話も意見としては出ております。

河上先生、ご意見等あれば、ご発言いただければと思います。

○河上副会長

特にありません。

○三輪会長

では続いて、資料Ⅰについて全体の話を整理したものについてお話しいただければと思います。

○事務局

それでは最後に、資料Ⅰについて、ご説明いたします。先ほどご説明した内容を踏まえ、資料の左半分のところ、分類ごとに現状と課題を整理しております。また、一番右の欄には、現状や課題を踏まえた考察をまとめております。

本日は、これらの内容について分類ごとにご説明させていただきますので、委員の皆様からは、次回の審議会でご審議いただく答申案に盛り込むべき内容に関するご意見を頂戴できればと考えております。

それでは、1つ目の分類は、1. 市長が定める認定区域についてでございます。

現状として、まちぢから協議会の区域と小中学校の学区が一致していない状況にあります。

これに伴う課題としては3点。1点目は、防災（避難所）や交通安全（通学路）等の学区に紐づく地域課題については、複数の地区のまちぢから協議会で情報を共有し、対応する必要があること。2点目は、ひとつの団体（PTA、推進協、青少年指導員等）から、複数の地区のまちぢから協議会に参加しなければならないため、負担が大きくなっていること。3点目は、ひとつのまちぢから協議会が複数の学区にまたがる場合、当該地区内にある学校に通っている児童生徒にしか、イベント等が周知できないことが挙げられます。

考察としては、効率的な運営による担い手の負担軽減、事業への参加者や新たな担い手の確保に向け、既存の13の区域数を基本としつつも、区域の部分的な見直しについて検討していきたいと考えております。

続いて、2つ目の分類は、2. 各地区まちぢから協議会の認定条件についてでございます。

現状として、まちぢから協議会として認定を受けるには、区域で活動するすべての自治会が構成員になることが、条件となっております。

これに伴う課題としては2点。1点目は、まちぢから協議会への参加を望まない自治会がある場合、認定を受けることができないこと。2点目は、すでに認定を受けている地区でも、新たに自治会が設立



された際に、まちぢから協議会への参加を望まない場合は、認定が取り消しとなってしまうことが挙げられます。

考察としては、特定の自治会が参加しないことを理由に認定を受けることができない現行制度は、地区内において活動を進めていこうとしている他の複数の自治会等の活動を制限してしまう要因にもなっていることから、認定条件の変更について検討していきたいと考えております。

続いて、3つ目の分類は、3. まちぢから協議会の運営費等についてでございます。

現状として、地域活動を支援するための補助金として、運営等助成金（25万円）、特定事業助成金（上限200万円）を交付しております。

これに伴う課題としては3点。1点目は、まちぢから協議会の運営及び一般事業の実施にあたり、運営等助成金では事業費の全額を賄うことができないことから、不足する分を自治会分担金や寄付金により補っていることが挙げられます。

この点に関する考察としては、まちぢから協議会の事業の財源として自治会分担金を活用することは、まちぢから協議会の活動自体に不公平感が生じる要因ともなっていることから、助成金の見直しについて検討していきたいと考えております。

課題の2点目は、広報紙の発行事業など、毎年度定例的に実施されている事業についても、特定事業助成金の対象事業として申請を行わなければならない、煩雑な申請により事務負担が大きくなっていることが挙げられます。

この点に関する考察としては、毎年度定例的に実施されている事業については、申請の簡略化など、事務の効率化を図っていききたいと考えております。

課題の3点目は、地区によって運営等助成金の補助対象となる経費の認識に差があることが挙げられます。

この点に関する考察としては、どのような経費が補助対象になるのか具体的に理解できるよう、助成金の手引きの共有を図っていききたいと考えております。

続いて、4つ目の分類は、会議の開催時間などの運営方法についてでございます。

現状として、役員会、運営委員会、各部会、各種団体の会議など、地区ごとに様々な会議が開催されております。

これに伴う課題としては6点。複数の会議に出席しなければならない、委員にとって負担となっていること。会議の開催回数や時間帯、曜日によって、仕事や子育てをしている委員にとって参加しにくくなっていることなどが挙げられます。

考察としては、効率的な運営による担い手の負担軽減や新たな担い手の確保、議論の深化に向け、地区担当の職員がコーディネーターとなり、既存の運営方法や体制の見直しによる課題の解決を図っていききたいと考えております。

最後に、5つ目の分類は、まちぢから協議会を知ってもらう方法についてでございます。

現状として、広報紙やポスター、ホームページ等の媒体を通じて、地区ごとに様々な周知活動が行わ

れております。

これに伴う課題としては2点。1点目は、地域住民にまちぢから協議会が認知されていないことが挙げられます。

この点に関する考察としては、事業への参加者や新たな担い手の確保に向け、更なる周知活動の展開による課題の解決を図っていきたいと考えております。

課題の2点目は、委員の中で活動の目的や意識が共有されていないことが挙げられます。

この点に関する考察としては、規約や設立趣意書に記載された内容について、漏れなく認識できるように共有を図っていきたいと考えております。

資料1の説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

#### ○三輪会長

資料1でお話いただきました様々な調査や声をまとめると大きく5つの分類に分けられまして、それぞれ問題視されているものの解決方法を一覧表にまとめていただいています。考察が出ていると思いますが、例えば、区域の見直しによる課題の解決をするべきだとか、変更をしたほうが良いのではないかなど、必要な手続きとして条例の見直しをするとか、或いは助成金の手引きを直したほうが良いといったことなどを踏まえて、皆さんに一つ一つ確認しながら答申に落としていく作業となります。実際に改正するのは今年度ではなく、今回のことを踏まえ来年度に動きが出てくると理解しています。ですので、本日は検証結果として考察に書かれてるような方向性について皆さんで意見交換したいと思っています。ここは大事なので一人ずつ発言していただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

#### ○河上副会長

全部に跨ってという形ではなく、分類1から一つ一つお伺いしてもよろしいでしょうか。分類1で考察の中に区域の見直しによる課題の解決が求められるということですが、参考資料5のテーマ1の現状課題・困っていること、上から4つ目の四角の中にも、13地区の見直しというのがある、改善に向けたアイデアでは減らすことで役員が減るという内容なのですが、ここで言っている区域の見直しは地区の数のことを言っているのか、エリアのことを言っているのか、市のお考えがあったら教えていただきたい。

#### ○事務局

既存の13地区を、例えば15にしたり20にしたりというイメージは持っていないで、13を原則としつつも、境界部分で、課題のあるところがあれば、地域の方のご意見を聞きながら直せるような工夫をしていきたいと考えてございます。

#### ○河上副会長

直せるような工夫をということであれば、何らかの手続きを経て、市とまちぢから協議会が協議をして、エリア設定を見直すことを担保するような方向性を考えているということによろしいですか。

○事務局

仰る通りです。一方的に市で決められるようなお話ではないので地域の方に実情をお伺いしながら、地域でここここをこう入れ替えたい、線を引き直したいというような声を聞いて検討していきたいと考えてございます。

○河上副会長

分類3の補助金の見直しは順次やっていただければ良いかなと思います。

分類2の認定条件の変更ですが、まちぢから協議会があって、参加を望まない自治会があったら認定を受けられないとか、新しく自治会ができた今認定を受けているところは認定が外れるとか、そういうことを解決していかないといけないと思うのですけれども、認定条件の変更としてどういう方向性を考えていらっしゃるのか、もう少し具体的な改善方法というかアイデアがあれば教えていただきたいです。

○事務局

今のご質問でございますが、地域の方との協議を経ないと結論は出せないと思うのですけれども、100%でなければ認定を受けられないといったところは、例えば少し割合を減らしたり、その割合をどうするかというのは今後の検証がさらに必要かと思っておりますけれども、もう少し柔軟にできるようなものを考えていきたいと思っております。

○河上副会長

割合の目途というのは、地域の方と協議して決めるということですね。割合が地域によって変わっても良いということでしょうか。それとも全部の地域で、割合として一定なものを求めるのか。その辺はお考えがありますでしょうか。

○事務局

あくまで案ということで、さらに詰めていきたいと思うのですが、そもそも100%自治会が入らなければならないというところで面的に様々な地域でできる限り多くの方に参加していただくことが大切であると思っておりますので、極端に割合として下げることはあまり想定できないと思っております。例えば一律で割合を定めた時にその辺のバランスを考えながら8割とか7割とか、自治会数も地域差があるので、その辺のバランスを見ながら考えていきたいと今の時点では考えてございます。

○河上副会長

ありがとうございます。私からの質問は以上です。

○三輪会長

まず、分類1・2についての質問が出たのでそこに関して他にご意見ありますか。

○後藤委員

分類1についてですが、小学校区が一致していないところがいくつかあります。湘南地区について、浜見平団地は西浜学区と柳島学区があるのですが、今建て替え工事をやっています。そこをチャンスだと思って見直しを進めたらどうか。現状難しいと思うのですが、そういう時がチャンスだと思うのです。それから学区については、教育委員会と市長部局との関係があると思うので、なかなか難しい状況ですができるだけ早く方向性を出して欲しい。分類2の件については、湘北地区はまちぢから協議会ができていないという状況がありまして、準備が進んでいると思うのですが、一つの自治会が反対をすることによって、賛成している他の自治会が不利益になる可能性があります。その点をどう考えているのか。まちぢから協議会ができて8年くらい経ち、今までできていないことはやはりおかしいのではないかと私は思うのですが、いかがですか。

○三輪会長

それらを直すために改正をしようとしているのですけれど、ご意見をどうぞ。

○事務局

まず1点目の学区の線の引き直しですが、後藤委員が仰るように行政でもこの区域に紐づいて様々な施策をやっていて、簡単に直すというのもなかなか難しいのですけれどそういった機会を捉えて、地域と話し合いながら、検討していきたいと考えてございます。

2点目の認定条件については、湘北地区でもまちぢからの方にシフトしていきたいという声も高まっていますので、そういった声を拾ってより地域がまちぢからの活動に繋げていくことができるよう工夫をしていきたいと考えてございます。

○後藤委員

もう一つ、分類2で、認定条件を変更すると書かれていますよね。これをいつまでにするのか期間を決めた上で、方向性があったほうが良いと思います。

○事務局

冒頭のスケジュールのところでご説明をさせていただいたのですが、答申を皆様にいただいた後に方

向性を取りまとめるのが5月、その後6月以降にまちちから協議会の方にもフィードバックをしていくことを考えております。方向性についてはまちちから協議会のご意見を聞きながら、来年度から順次検討していきたいと考えてございます。

○三輪会長

補足をしますと分類1・2に関しては条例の見直しが必要になります。

○事務局

分類1は条例に基づく市長の告示という手続きになるので、市役所の掲示板に告示をする手続きによって、対応できるものです。

ただ分類2については条例に位置付けがあるので改正が必要になってきます。

○三輪会長

条例の改正するにあたり、来年度答申を出して改正したほうが良いという答申が出た後に地元の協議会の方にも諮った後、その手続きに乗せていく。そこまでいったら改正に突き進むという流れになります。来年からすぐというのは少し厳しいですが、それをやるという方向に動き出しているという、片足突っ込んだ状態でございますので、ご承知おきください。

他にご質問いかがでしょうか。

○佐々木委員

分類1についてすっきりしないところがあるので教えてください。

現状のところを拝見すると、連合会の時から学区が一致していないというのはあったようです。防災、地域の安全に参加するメンバーが様々な会に何回も出なければいけないという問題を抱えたままずっと何年もいるということであれば、地域の人たちが意見を出さないと変えられないということではなく、この審議会の目的がこうであるから基本的にはこの区割りをこう変えてはどうかという打診や提案はやはり市の方からするのが妥当ではないかと考えるのですけれども、お考えをお願いします。

○事務局

長年の状況が続いているということはその通りなのですが、一方で学区は学区でPTAや推進協、青少年指導員が学区の単位で活動していることもあり、一方でまちちからはまちちからで社会福祉協議会などとそれぞれのエリアが異なっていてそれを一律にぴったり合わせるのはなかなか難しい状況もあるので、その辺の擦り合わせが必要かと思っております。

○佐々木委員

物理的な区割りが難しいのであれば役割を整理して分担すれば、どこも同じことをすることが避けられるかと思うのですが、そのあたりはどのようなお考えで進められていますか。

#### ○事務局

会議の開催や出席をする方々の負担という視点では今までもそういった地域からの声があったのですけれども、なかなかその辺の整理ができないまま今に至ってるというような状況があります。

今回の検証の中で市の職員もコーディネーターとしてできる限り地域でそういう働きかけをしていければと思っています。会議をどっちに集約するかなど、そういったところも踏まえ検討していきたいと思っています。

#### ○三輪会長

もともとまちぢからの方で全部を集約して、自治会や PTA もまちぢから協議会の会議に行くと全部の情報がそこでわかるみたいなことが理想としてあったのだと推測します。先ほど話したように区域に関しては、学校区は教育委員会ですし、防災は防災部局、それぞれの部局が縦割りなところや、補助金の出し方にも課題があります。住民の方々の中で、この活動についてはこっちみたいな話があって、昔ながらの地域はそういうのが多いですね。後から後から様々なものが入ってきて線引きを重ねていった状態ですので、そういう意味では、多分決定権を住民の方々と協議するということが一番大きな話です。研修会の時にも話題になったのですが、予め行政が決めたことを地域でやるのは難しいと聞いていましたので、その辺の話し合いをしていくプロセスですね。話し合いの場があまりないまま、いきなりまちぢから協議会の線引きがされると、研修会の時には、そういう声もあったような気はしていますので、何か補足はありますか。

#### ○事務局

立ち上げの際に、学区を一致させるような整理をしていないので、今そういった課題が生じているというところでは。

#### ○三輪会長

学校区は子どもの人数をもとに、教育委員会の旗振りで行っており、学校の再編や統合も出てきますので動くのです。だから動き自体は柔軟に対応していけるようにするのが一番良く、がんじがらめに最初からこれだと決定しないで対応していけるような柔軟さを制度の方に持っていないといけません。固められてしまうと地元の方が動きづらくなるというのはこれからどんどん出てくる気もします。

学校区に関して、一致していないところで不具合が生じているのは確かで、いずれにしても区域の見直しはしなければいけないのですが、それは地元の方と調整しながら進めるという認識ですか。

○事務局

そうです。こちらからは一方的に決められないと思っております。

○後藤委員

浜見平団地ができた時は 3500 世帯あったのですね。小さい子どもが多くいて、小学校区を柳島と西浜に分けたのですが、今、小さい子どもがいなくなってしまったのです。あとマンションも結構たくさんできたのですが、30 年経つと、ほとんど子どもがいなくなった状況がありますので、地域で変えようという気持ちがあってもなかなか変えられない。それは、教育委員会だとか市長部局が動かないと駄目なんですね。ですからその点を考えていかないと、地域で決めると言ってもなかなか進まないと思います。

○事務局

すみません。言い方が良くなかったです。地域の声を拾って、それをもとに行政で進めていくという認識でお願いできればと思います。

○澤邑委員

分類 1 について、私も PTA の役員をやっていたことがあります。やはり同じようなことが二つあるというのは負担になるのは間違いなく、できれば行き先は一つであって欲しいというのは最もだと思いますので、一致していないというのは、やはり一致させることで調整をいただければと思います。

分類 2 の方は、この内容が最もだと思います。

○三輪会長

13 の区域を 15 にしないと先ほど言っていました。何か理由があるのですか。一致させようとする、包括するよりも細分化されていく可能性の方が高いですね。当然なのですけど、小さいほうに合わせていく。地域コミュニティの数を動かすことはしないというのは何か理由があるのですか。

○事務局

分類 2 の方とも関連すると思うのですが、抜けていく自治会が増えてしまうことを懸念するところもあって、一定数に対して例えば何%までの自治会加入によって認定をするみたいなことを考えたときに、細分化していくと、割合を設定するのも難しくなってくるような側面もあるというところで、今までの経過もあるので、がらりと大きく数を変えるというよりも、今の時点では既存の体制は、当面変えずに、その中で再編をしていくイメージで考えているところです。

○三輪会長

圏域の研究は、どういうやり方があるかシミュレーションをしないとなかなか難しいと思います。今は原則 13 から変更しない方向かもしれないのですが、場合によっては 14 になるとか 10 になるというのを視野に入ること必要かもしれません。

#### ○事務局

場合によっては話し合いの中で検討しなくてはいけないと思うのですが、そもそもまちぢから協議会のエリアだけではなくて、一つの自治会の中に二つの小学校区が入っているところがあるので、そうなってくると、自治会を二つに分けてもらわないと、小学校区の問題はなかなか解決しないということもあります。今事務局で考えている案としては、この境目にある自治会は、隣のまちぢからに入ることができるという、まず第一歩としてはそういう区割りに変えていくことからスタートしてはどうかということ、今の案を出させていただいている状況です。

#### ○三輪会長

わかりました。学区とまちぢからの区域をかけ合わせた資料を作っていただいて見せていただいている限り、学区を外れて別のところに行っている状況にあるみたいなので、完全に一致しているところは 0 なんですね。その辺りを踏まえ区域の変更について検討するという方向性にしないといけない。しっかり協議してシミュレーションして直していきますという方針を私としては答申の方に出すべきと思っております。

二つ目のお話は先ほど出ましたけれど、そもそも自治会が成立しないということ。今マンションだと自治会を作らないところも多かったでするので、そういうところはどうかという話が多分これから出てくると思います。私個人的には自治会や町内会ではなくて、自治会や町内会に代わるコミュニティ活動をしている組織として、管理組合が動いている場合もないわけではないので、そういう意味では自治会や町内会という手続きをしている組織だけではなくて、それに準ずる組織も自治会や町内会の代わりになれば良いのではないかと。今はならない方向ですよ。自治会 100% というのは確実に自治会登録をしているところという意味ですよ。自治会に準ずるコミュニティ組織、地域住民自治組織みたいなことを文言として加えるか加えないのかということも大きいと思います。全体として改正しつつ、細かいところのメンバー構成については、住民の方々と一緒に調整しながら、具体的に考えていくのが妥当かと思えます。

今分類 1・2 の話をしました。後半の分類 3～5 について何かご質問ご意見ございますか。

#### ○後藤委員

まちぢからに自治会がお金を出しているというのは、結構あると思うんですね。考察にもある通り、これから先ほど言ったようにうちの団地の方には、新しいマンションと一戸建てもできるんですね。そうしたときに団地の自治会に入るのか、新しく自治会を作るのか、それとも既存の自治会に入るのか。



作る前から行政と周りのまちちから協議会の皆さんと話し合いをしないといけない。すでにマンションができたのですが、結果的にそこは未加入なんです。そこは湘南地区ではなくて南湖地区になっていますが、湘南と南湖の自治会は両方とも的確な動きができなかったのです。

結果的に未加入になってしまったという状況がありますので、今度のマンションと一戸建てをどうするのかというのを行政とその地域のまちちから協議会の皆さんで話し合いをしていただきたいですね。作る前に話し合いをしないと、自治会加入できない可能性がありますのでよろしくお願いします。

#### ○三輪会長

だからこそまちちから協議会というところがあるので、いろいろ行政内の他のところとのつなぎ役を果たしながら自治会をコミュニティにうまく落とししていく作業をしないといけないかもしれません。

#### ○佐々木委員

分類3についてです。やはりお金の使い道というのは最も不信感を持たれてしまいやすいところだと思います。5月の資料を見た時に、私はこれで良いのかと思ったのが、予算書と決算書が各地区で全くバラバラだったので、雛形があった方が良いと思います。あと、悪意を持って他人から疑問を持たれるような使い方をする人はいないと思うのですが、使い方がわからないからというのは大いにあると思うので、こういうものはこういう資金から使えますといった、小学校中学校の子どもが見てもわかるような簡単な言い回しの手引きみたいなものを配っていただきたい。財源が何しろ税金や自治会費というお金だと思うので、ぜひわかりやすい統一された手引きの発行をお願いしたいと思います。

#### ○三輪会長

大事なご指摘だと思います。わかりにくいですよ。何度かやっているのですけれど、なかなか難しいですね。これは他の交付金、例えば自治会町内会の運営交付金とPTAの交付金の申請書は少しずつ違うんですよ。先ほどの会議に2回出るというのと同じで、同じ書類で全部同じようにすぐ決裁できる方が楽なのです。書式は市で決まっていますので、そのあたりを整える作業も同時に見直していただくのは大事かもしれません。

#### ○澤邑委員

分類3ですけど、役員の職務手当が助成金の中に出てくることがあるんですよ。すべての協議会が、同じ金額を申請していないということでしょうか。幾らと決めたほうが良いのではないですか。人が働いているのに、こちらが5万でこちらが3万とかだと、少しおかしいのではないかと。1人幾らと決めたほうが良いのではと思いました。

#### ○三輪会長

一律でできるものに関しては、役職手当のバランスを見ながら、基準的なところを見比べる作業はしても良いかもしれないですね。それで決定して良いと思うのですけれど。

今細かいお金の話が出ましたけれども、広報事業は全部の地区がやっていて、それは特定事業助成金としてわざわざ申請してもらわなくても、活動のコア事業として扱うのなら運営等助成金で最初から見込めるように、予算をそちら側に回すなど市の予算枠の中の割り振りを柔軟にするというのは、可能性としてありということによろしいですか。

#### ○事務局

特定事業助成金と運営等助成金の組み替えは検討できるかと思います。予算の折衝が必要になりますけれども、そういうイメージで話を検討したいと思っております。

#### ○三輪会長

それについてはどういう手続きが必要ですか。

#### ○事務局

要綱を見直し、内部で財政部局と調整が必要になってきます。

#### ○河上副会長

今の議論の中で気になっているのは、内訳の見直しも必要かと思うのですけれど、全体的な補助金額の増額ということも考えていらっしゃるのか。

例えば参考資料 5 の 4 ページ、テーマ 5 の中の改善に向けたアイデアの上から二つ目「一律で 25 万円というのは改善してほしい（地域住民数が違いすぎる）」など、この間の研修会での意見でも活動費が大幅に足りないというところもあれば、活動費の予算消化に縛られすぎるところもあったので、一概に増額が望ましいのかわからないのですが、増額も含めてかなり柔軟性をもって利用できる方向に検討していただけるのかどうか、増額があるのか、その辺はどうお考えでしょうか。

#### ○事務局

市の事情的に予算を増やすのは難しいのですが、特定事業の上限 200 万円という予算が使い切れていないところもあるので、そこを全体として有効に使っていきけるような説明の仕方であればもしかしたら可能性はあるのかもしれないので、調整を進めていきたいと思っております。

#### ○河上副会長

もう 1 点お願いします。最初の議論に戻るのですが、資料 1 の分類 2 で各地区まちぢから協議会の認定条件について、今までは全住民を対象とするということで補助金額もついてたと思うのですけれど、

今後全住民の例えば7割とか6割とか、地区によってその住民のカバー率が変わってきた場合、その補助金額も変わる可能性があるのか、またそういう柔軟性を持つ補助金として見直していく方向性ということとは考えられるのでしょうか。

#### ○事務局

基本的にはまちぢから協議会や自治会が地域住民の方にサービスとして事業を実施する時、対象になってくるのはすべての住民であるので、住民の加入率により差が出てくるというのは今のところ考えておりません。

#### ○三輪会長

まちぢから協議会の運営交付金は、自治会運営交付金みたいに人数割りで出しているようなものではないのですよ。ただ規模的なところの采配や全体の予算のところで言うと、特定事業助成金に割り振っていた部分を柔軟にして、運営等助成金をもう少し増やすなどの内訳の操作は問題ないのではという話です。そこから一律で渡しているものなので、加入率が低いこととの相殺はないような、もともとそういう立て付けになっているという理解ですよ。

予算を増やす話は確かにあったのですが、広報事業ももしかしたら自治会の広報紙を兼ねている可能性がある。自治会非会員の人にも配り、そういう広報活動になっているみたいな話も考えていくと自治会の事業と被る話も出てくるので、一度市の方が様々な地域コミュニティに対して、その内容を精査しながら必要に応じて予算的に整理していただく必要はあると思っております。すべてが今の範囲を増やさないと足りないということでもないのかもしれないのですが、ただやはり足りないところもあるので、その辺の塩梅を考えるとしたら、これも要綱と場合によっては手引きの改正でいけるという認識で大丈夫ですか。

#### ○事務局

基本的には要綱の改正でいけるとは思うのですが、全庁に跨る様々な補助金なので、庁内調整や自治会のご理解が得られるかというところもポイントかと思えます。

#### ○三輪会長

分類1、2、3は全部連動した作業なので、区域の話、協議会の認定条件の話、そしてお金の話、どちらにしても答申は条例や要綱、手引き等の改正に触れていかざるを得ないという理解で行きたいと思えます。

分類4、5は条例改正には関係なく、いかに努力をするかということだと思っておりますが、アイデア的なところは仰る通りという感じですが、何かご意見はありますか。

まちぢから協議会の活動があまり認知されていないとか、活動趣旨も随分前の話でいちいち見直さな

いのでわからないですよ。若い方々が入ってきたり新しいマンションができれば、誰が説明するかみたいな話も含め、全部自治会活動の中で住民の方がやっていくのはかなり重荷ですので、場合によっては、窓口で引っ越してきた時にフォローしていただくたり、庁内一体となってそのあたりを取り計らっていくような動きが市役所の中にあると良いというのは個人的な感想であります。

#### ○後藤委員

分類3と4を含むのですが、自治会長は忙しいと思うのです。まちぢから協議会がこれから発展するためには、事務局体制をきちんと作っていかないといけないと私は思うのです。

それから出席する人数が多すぎて会議にならない。PTAの人達は家庭を持っているわけですから会議になかなか出てこれられない可能性がある。青少年育成推進協議会の会議に出ていますので、まちぢから協議会に呼ばなくても良いのではないかと私はいつも思っているのですが、行政としてはどう考えておりますか。

#### ○事務局

まちぢから協議会を認定する上で認定条件があり、青少年の育成に関する団体があるので、そこが一つなくなってしまうと認定がされなくなってしまいます。例えば推進協とPTAが両方入っていても、どちらかだけで良いのではないかといった議論は現時点でもできるとは思っております。

ただその両方が全く参加しなくて良いという形は、現状の条例だと難しいという認識です。

#### ○三輪会長

今の話は会議参加の話ではなくて、メンバー参加の話ですか。まちぢから協議会の組織に名前を登録させないという話ですか。

#### ○後藤委員

確かに学校でもPTAをなくすというようなことは実際にあるわけですね。PTAの役員になりたくないとか、子ども会を作りたくないとか、そういう意見がすごく多いんですね。ですから、できるだけ会議を減らさないといけないと思っております、まちぢから協議会もできるだけ人数を絞ったほうが良いのではないかという意見でございます。

#### ○三輪会長

会議の人数を減らすということですよ。それぞれのところで、出席者の調整はできるのですか。全員出席しないと会議が成立しないという状態なのか、私はわからないのですけれど、要は会議が多いという話だから、会議を省略化する、できる限りコアな人たちが話す、年に2回ぐらい話が共有できるとか、別に話の共有が必ず対面の会議だけではなくて、耳だけで発信を聞くようなやり方もありだし、情

報共有を途絶えさせないけれど、メンバーは会議にそんなに積極的に毎回絶対参加しなければいけないわけではないといったようなやり方もある。

#### ○事務局

現状としては、どこも会議の出席者イコール委員という形で毎月1回運営委員会をやっていただいています。そこは、行政からの連絡事項を共有したりする場になっているのです。

仰っていただいたように必ずしも全員がそちらに出てこなくても、部会で活動しているところもたくさんあるので部会の活動を充実して、専門的なところには加わってもらうけれど、40人とかでやる会議は誰か代表が行って、それを部会に報告して部会の中で共有するというにすれば、もう少し負担は軽減できると思います。あとなかなか設定できる人がいないのですけれど、オンライン会議を導入している地域もあるので、そういうのが普及していくとその場に行かなくても、情報共有ができると思います。運営委員会の下に、例えば子どもに関する部会とか、防災に関する部会を作って活動している地域が多いので、運営委員会には全員がいなくても、誰か代表が行って、部会の活動の中で下ろしていくことをすれば、会議の回数は減っていくと思っています。そういう進め方をさせていただくと、もっとコアな話し合いも充実しますし、負担も減っていくと思っています。

#### ○三輪会長

今の話は、まちぢから協議会の運用みたいところで、こうやらなければいけないみたいな書き方をしているわけではないのですね。なので、全員が出なくても良いとか何割が出ないと成立しないとか会議の成立要件は、それぞれに委ねられているという判断ですか。

#### ○事務局

その通りです。各地区で運営していただいています。ただ新しく入った方が古いやり方に対して、この会議のやり方はどうなんだとはなかなか言いづらいと思うので、今回そういうこともあって、運営委員の皆さん全員にアンケートをとって、参加がしやすいかどうかという声も吸い上げたので、この声を活かして、会議の運営の仕方等の検討をご提案させていただくことができると少し負担が減っていくのかと思っています。

#### ○三輪会長

わかりました。それはどちらかというと制度的に要綱を直すというよりは、運営マニュアルのような事例の話ということですね。ここまで細かいことについて議論する話でもないのですけれど、ただ義務のようになってしまっているのであれば、それは間違いだということですよ。毎回全員が100%参加しないと成立しないわけではないし、その判断も地域の方々が考えることができるので、会議の設定を市の方も調整しながら進めていくような柔軟さが必要ということになると思いました。

ちなみに SNS や Zoom の設定サポートは茅ヶ崎市でやっていますか。サポート経費みたいなものはあるのですか。機材を買ったり、人を派遣するとか、コロナ禍では結構各自自治体や総務省がやっていたけれど。

#### ○事務局

市の仕組みの中にはないですけど、県の制度で派遣をしていたり、あとは宝くじのコミュニティ助成事業で機材を調達するようなメニューがあり、実際に利用しているところもありますので、活用は可能です。

#### ○三輪会長

Wi-Fi を常に通しておいて、若い方を中心にうまく使いながら遠隔で会議を進めていくのも一つかもしれないですね。

全体を通して資料 1 に関して皆さんから意見はありますか。審議会としては条例や要綱にメスを入れていくような作業が必要というような話が方向性としては見えてきていますけれど。

#### ○河上副会長

運営方法の見直しで、参考資料 5 のテーマ 2 の一番上に、オペレーションできる人の問題があると書いてあります。Zoom はスマホでも使えるので、硬い会議ではなく柔軟な会議がたくさんあって良いと思います。私も他のところでやっていますけれど、必ずライブではなくても良いということで、意見を募る場合はネットがやりやすく、オペレーションの方法はかなり簡便化してきていると思います。高齢者と若い人との参加に断絶があるのであれば、手法を簡易にしていけば一気に方向性が見えてくるのではないかとこのところで、もっとスマホをうまく利用できたら良いのではないかとこのことが感想としてあります。

もう 1 点、まちぢから協議会の周知活動が進まないという話で、周知をどれぐらいまで求めるかというところで、この間の研修会の話を知っていると皆さんかなり高いレベルを求めているという印象がありました。活動によって、その到達目標も低いものから高いものまでいろいろあって良いというような話し合いも、柔軟にできる機会があったら良いと思いました。改正といった大きな話ではなく、細かい話ですけど今の議論を聞いての感想でした。

#### ○三輪会長

大事な話ですね。活動のために活動しているわけではないので、そんなに気にすることでもないと思います。100 人が 100 人とも、100%まちぢから協議会を知っていますという町の方が怖いんですよね。何となく「それってまちぢから協議会のおかげだったんだ」みたいなのが理想かもしれないですね。数値目標を 80%から 100%にしますといったことはそこまでやる必要がないと思うのです。いずれに

しても、目的はそこではなく、それぞれの地区のエリアで地に足がついた住民自治が展開されることが目的なので、そこを間違えないようにしたいです。広報活動のフォローというのはやはり考えていく必要があると思いますので、留意点ですね。

大体一通り、資料Ⅰについてお話いただいたのですけれど、何かご意見はありますか。

○佐々木委員

周知の件なのですが、私好きで広報ちがさきは見ているのですけれど、広報ちがさきを使って、この地域がこんな活動をしていますとか、まちぢからのお陰でこういうところが解決されてこうなっているみたいなことが、周知されたことはあるのですか。

○事務局

まちぢから協議会の正副会長が集まった連絡会があるのですが、何年か前までは、その連絡会が作った見開きⅠ枚の活動報告のような広報紙が年にⅠ回、茅ヶ崎市の広報紙の間に挟んで配られていました。

○佐々木委員

それは拝見したことがあったのですが、表紙を見ただけで、これは私が読むものではないと思って読み飛ばしてしまいました。誰もが目にする広報ちがさきに3回にⅠ回でも良いので、こんなことをやっていますという活動が一例として載っていると良いと思いました。

○三輪会長

すごく大事なご指摘だと思います。それこそ、子どもや若者の記事を書いても良いと思います。広報ちがさきを使いながら進めていくのはすごく大事な視点ですね。

まちぢから協議会の制度運用に関して課題を整理し、対応策の案として答申を作っていくにあたり、資料Ⅰで議論をさせていただきました。次回これを基に答申案を作って、動かしていく作業によいよ入ると思います。

では、その他に事務局から何かありますか。

○事務局

次回の会議日程ですが、今年度は第3回目まで予定をしております。これから日程調整をさせていただくのですけれども2月下旬から3月にかけて、皆様の都合が良いところで開催できればと考えてございます。また改めて詳細についてお知らせさせていただきます。

○三輪会長

今日ご欠席の小山委員にもご意見をいただいております。大事な案件ですし、議事録案の段階でも結構ですので、お知らせしていただければと思います。

全体を通してご意見や言い残したことはございませんか。本日はとても大事なご意見をいただきましたので、これをもとに次の答申案に進んでいくようにしていただきたいと思っております。

#### ○事務局

たくさんの方の資料を事前にお送りしまして、皆さんにご確認いただき、次のステップへと進めることができた会議だと思っております。なかなか日程調整ができず、年末押し迫った時期の開催となりましたが、ご参加いただきましてありがとうございます。

次回またできる限り早く皆さんに資料をお送りさせていただいて、きちんとご確認いただきながら会議に出席いただけるように努めて参りますので、ぜひよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。